

人事院規則10—16（パワー・ハラスメントの防止等）の施行に伴う 各府省の体制整備等の状況について

1 パワー・ハラスメントの防止等に関する部内規程等の職員に対する明示とその方法

計	明示した	文書配付・回覧	メール送付	イントラネットに掲示	会議等で周知	研修で周知	その他の方法により明示	部内規程等を策定したが、所属職員に対して明示していない	部内規程等を策定していない
								0	
43	43	12	34	38	25	22	2	0	0
複数回答									

2 パワー・ハラスメントが行われた場合の対応に起因して不利益を受けないことの職員に対する周知とその方法

計	周知した	部内規程等に規定して明示	文書配付・回覧	メール送付	イントラネットに掲示	会議等で周知	研修で周知	その他の方法により周知	周知していない
									0
43	43	37	10	18	18	12	16	2	0
複数回答									

3 人事院規則10—16運用通知別紙第1（パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項についての指針）の職員に対する周知とその方法

計	周知した	部内規程等に規定して明示	文書配付・回覧	メール送付	イントラネットに掲示	会議等で周知	研修で周知	その他の方法により周知	周知していない
									0
43	43	31	10	20	20	14	16	1	0
複数回答									

4 苦情相談体制の整備

(1) 相談員の人数

セクシュアル・ハラスメントに係る相談員	11,849人
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る相談員	11,343人
パワー・ハラスメントに係る相談員	11,201人
相談員の総数（実人数）	13,280人

(2) 苦情相談体制の職員に対する明示とその方法

計	明示した	明示の方法								明示していない
		部内規程等に規定して明示	文書配付・回覧	メール送付	イントラネットに掲示	会議等で周知	研修で周知	ポスター等を掲示	その他の方法により明示	
43	43	36	11	26	27	15	19	3	1	0
複数回答										

(3) 人事院規則10—16運用通知別紙第2（パワー・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針）の相談員に対する周知とその方法

計	周知した	周知の方法									周知していない
		研修で周知	会議等で周知	相談員を指名する際に個別に周知	「国家公務員のハラスメント相談員用マニュアル」を配付	文書配付・回覧	メール送付	イントラネットに掲示	部内規程等に規定して明示	その他の方法により周知	
43	43	10	8	10	43	12	19	19	25	1	0
複数回答											

以 上